

令和4年第2回

福岡地区水道企業団議定会議録
(定例会)

令和4年 8月19日(開会)
8月22日(閉会)

令和4年第2回定例会目次

8月19日（金曜日）第1日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（15名）	1
欠席議員（0名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後3時00分）	
○仮議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○新任議員の報告	2
○就任挨拶	3
堀田 勉	
結城 弘明	
阿部 寛治	
○諸般の報告	3
休憩（午後3時04分）	4
開議（午後3時16分）	4
○議席の決定の件	4
○会期決定の件	4
○議案第4号ないし議案第9号 挨拶	4
企業長（中村 貴久）	
提案理由の説明	7
副企業長（藤田 英隆）	
質疑及び答弁	
7番（堀内 徹夫）	10
総務部長（今村 寛）	14
施設部長（佐藤 浩）	16
7番（堀内 徹夫）	17
総務部長（今村 寛）	23
施設部長（佐藤 浩）	24
7番（堀内 徹夫）	26
副企業長（藤田 英隆）	28
企業長（中村 貴久）	29
議事進行発言	
14番（江上 隆行）	30
決算等特別委員会の設置・付託	30
散会（午後4時52分）	31

令和4年第2回定例会目次

8月22日（月曜日）第2日

ページ

議事日程	32
本日の会議に付した事件	32
出席議員（14名）	32
欠席議員（1名）	32
説明のため出席した者	33
職務のため出席した事務局職員	33
開議（午後0時48分）	
休憩（午後0時49分）	33
開議（午後0時57分）	33
○議案第4号ないし議案第9号	
委員長報告	33
決算等特別委員会委員長（田中 たかし）	
討論	34
7番（堀内 徹夫）	34
採決	35
閉会（午後1時08分）	36
委員会審査報告書	37

(第 1 日)

令和 4 年 8 月 1 9 日 (金)

令和 4 年 第 2 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

8 月 1 9 日 午後 3 時 0 0 分 開 議

- 第 1 議席の決定の件
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 議案第 4 号 令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分
について
- 第 4 議案第 5 号 令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算につい
て
- 第 5 議案第 6 号 令和 4 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案
(第 1 号)
- 第 6 議案第 7 号 福岡地区水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す
る条例案
- 第 7 議案第 8 号 福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例案
- 第 8 議案第 9 号 福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例の専決処分について

本日の会議に付した事件

- 1 日程第 1
- 2 日程第 2
- 3 日程第 3 ないし日程第 8

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	平	畑	雅	博
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	し	んすけ
6 番	田	中	た	かし

(第 1 日)

7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	顕	憲
9 番	森		あ や	こ
10 番	高	原	良	視
11 番	金	堂	清	之
12 番	結	城	弘	明
13 番	阿	部	寛	治
14 番	江	上	隆	行
15 番	堀	田		勉

欠 席 議 員 (0 名)

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	藤 田 英 隆
総 務 部 長	今 村 寛
施 設 部 長	佐 藤 浩

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	玉 井 恵 美
書 記	山 田 浩 二

午後 3 時 00 分 開会

○議長（高木勝利） ただいまから令和 4 年第 2 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

夏の省エネルギー対策の一環として、議場及び委員会室とも、上着及びネクタイの着用はしなくてもよいことにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議員に就任された結城弘明議員、阿部寛治議員、堀田勉議員の仮議席を指定いたします。

ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、会議録署名議員に今林ひであき議員、阿部寛治議員を指名いたします。

日程に入るに先立ち、この際、報告いたします。

去る 2 月、田原耕一議員が任期満了のため退任され、その後、5 月に松山力弥議員及び牧野真紀子議員が辞職されております。

次に、ただいまの各議員の後任として、2 月 24 日付で糸島市の堀田勉議員、6 月 1 日付で古賀市の結城弘明議員及び篠栗町の阿部寛治議員が当企業団議会議員に就任されております。

ここで御挨拶をお受けいたします。堀田勉議員。

○堀田 勉議員 糸島市の堀田でございます。

企業団議会については、前任の田原議長から話はお伺いしておりました。しかしながら、今回、私にとりましては初めての企業団議会となります。議員の皆様、また、関係者の方々の御指導、御鞭撻をいただきながら、福岡都市圏の水道用水を安全かつ安定的に供給するという企業団の責務を踏まえまして、議員としての職務を全うしてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(高木勝利) ありがとうございます。結城弘明議員。

○結城弘明議員 皆さんこんにちは。私は糟屋地区から選出されております古賀市議会の結城でございます。

今回、2 回目の企業団の議員を仰せつかっております。久しぶりに会う方もたくさんいらっしゃって、非常に懐かしいなというふうに思っております。

この 3 階まで上がってくる途中で、水は宝物だというようなのぼりがありました。確かにそのとおりでございます。そして、水は命の泉だというふうに思っております。この水を諸先輩の皆さん方と一緒に、安心して、安定して、そして、おいしい水を地区住民の皆さんにお届けしたいと、その役目を全うしたいというふうに思っております。先輩の皆さん方の御教示をよろしく賜りまして、頑張ります。よろしく願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(高木勝利) ありがとうございます。阿部寛治議員。

○阿部寛治議員 糟屋地区から派遣されました篠栗町の阿部寛治でございます。

結城議長と共に 2 回目の水道企業団議員になっております。あの頃の時代と大きく時代が変わっております。8 年か 9 年前でしょうから。それとともに、福岡都市圏も大変な発展を遂げていっていますので、それに関わる命の源である水を、この水行政を大事にして、皆さんと共にチェックと議決をする立派な議会の構成員として頑張っていきたいと思っておりますので、職員の皆様方、それから、先輩の先生方、どうぞよろしく願いいたします。終わります。(拍手)

○議長(高木勝利) ありがとうございます。挨拶が終わりました。

次に、報告第2号として、令和3年度の繰越計算書が企業長から提出されましたので、その写しを去る8月12日、お手元に送付いたしております。

以上で報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

(休 憩)

午後3時16分 開議

○議長（高木勝利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今回議員となられました結城弘明議員の議席を12番議席、阿部寛治議員の議席を13番議席、堀田勉議員の議席を15番議席と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高木勝利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から8月22日までの4日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高木勝利） 御異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

次に、日程第3ないし日程第8、以上6件を一括して議題といたします。

まず、企業長から御挨拶があります。中村企業長。

○企業長（中村貴久）登壇 改めまして企業長の中村でございます。議員の皆様におかれましては、私ども企業団の事業運営に当たりまして日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の議会には、令和3年度の決算、それに関連して利益処分、さらに令和4年度の予算の補正、さらに条例の改正の3案、都合6件を議案として上程させていただいたところでございます。

6件の議案、提案理由につきましては、後ほど副企業長から説明させていただきますが、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。

まずは、ダムの、水源の状況からお話を進めてまいります。

今年は、観測史上最速の梅雨明けになったこともあり、非常に少雨傾向にございます。例えば、福岡都市圏の母都市であります福岡市の降水量が平年の約6割というこ

とで、かなり少ない状況です。この平年の約6割という結果、私どもが渇水の年として記憶してございます平成6年、さらに元号が変わって令和元年、この2年よりも降水量としては少ない状況でございます。

それと、最近少し思っていますのが、雨の降り方が少し変わってきたのかなとも考えております。巷間言われておりますように、少雨と多雨の二極化、それだけではなく、例えば、隣町は雨が降っているが、お隣は全く降らないというような、雨が降る場所とそうではない場所、多少不規則になっている、そういう状況もかなり見られるようになったと思っています。

そうした結果、県下のダムにおきましても、かなりダム貯水量に余裕があるダムがある一方で、例えば、行橋市と苅田町の水がめでもあります油木ダムが相当前から貯水量が底をつきかけている、こうした報道がNHKをはじめ、何回も何回もされていることは記憶に残ってございます。

それでは、我々企業団の水源がどうなっているかについて少しお話いたします。

最も深刻なのが那珂川水系でございます。昨年運用開始した五ヶ山ダム、福岡県下で一番大きいダムなのですが、ここの五ヶ山ダムが、通常使います通常利水容量を使い果たして、今は異常渇水時のときにしか使わない、そういう類いの水まで今手を着けている状況でございます。

多々良川水系についても似たようなものです。あまり芳しくありません。

今まで比較的堅調であった筑後川水系、これは比較的堅調だったのですが、その筑後川も最近少し危うくなってまいりましたので、企業団としまして少雨傾向対策会議を立ち上げて色々なことを検討しますとともに、あわせて、切り札であります海淡のフル運転に向けた準備をしておったところでございます。幸い今週ある程度の雨が降りましたので、若干ではありますが、一息をついたところでございます。

こうした渇水対応、これを踏まえて改めて考えますのが、福岡地区水道企業団は那珂川と多々良川に加えて、山向こうの筑後川から福岡導水を通して水を持ってこれている、そうしたことで広域分散がやれている。さらに、無尽蔵にある海水から真水を作る海淡施設を持ってございますので、これは企業団として、福岡都市圏に水を安定的に送る上で非常に武器になっている、こういうことを再認識した次第でございます。

今後も、筑後川、多々良川、那珂川に海淡、この4つの水源がございましたので、この4つを弾力的に、なおかつ効果的に、費用面も考慮し、運用することで、しっかりと構成団体の皆様に水を安定的に送りたいと考えてございます。

気候変動絡みで、もう一つお話をさせていただきます。

昨年の議会でも御報告申し上げましたが、去年の春先、筑後川の水質が少し悪くな

りまして、水温がかなり上がったのですが、それに伴いましてプランクトン等が異常発生しました。そうしたこともあって、これが引き金になりまして、牛頸浄水場から構成団体の皆様に送っております水道水の中の塩素濃度が下がるという事象が発生いたしました。

幸い大事には至らなかったものの、その対応をやっていた期間、牛頸浄水場で作る水を少し減産する必要がございましたので、そのときは海淡水をかなり活発に動かして都市圏の皆さんにしっかり水をお届けする、そうしたことをやりました。

今年の春先のことですが、実は去年よりさらに筑後川の水質が悪化しました。この水質の悪化というのは、環境的なものというより、我々は用水供給事業者なので、河川の水を利用する上での水質悪化ということになるのですが、去年の事象に対応する中でマニュアルをしっかりと作りしましたので、今年は、それに従って対応した結果、昨年のような塩素の濃度が下がる、そうした事態は避けることができました。

これにつきましては、来週月曜日の委員会の中で、施設部長のほうから詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

話題の2つ目は、大規模な地震への備えでございます。

企業団の施設について、牛頸浄水場などの耐震化は終わっております。現在は管路の耐震化に取り組んでおり、企業団としては、このハード整備を可能な限り早く進めたい、そういう決意がございますので、今議会においても令和4年度の予算の補正をお願いしているところでございます。

また、大規模地震などに備えていく中で、ハード整備だけでなく、ソフト対策も重要になっております。このことで、議員の皆様うれしい報告がございます。

本日、議員控室の前に掲示していたのですが、福岡都市圏の中でこれまで管路整備に携わってきた民間事業者の皆様から、大規模地震などが起きたときに、真っ先に駆けつけて、企業団の管路の修復、復旧に当たりたいというありがたい申出がございました。

そうした申出が報道されたこともあり、別の事業者の方からも、我々も協力したいということで賛同の輪が広がり、現在、9社の皆様と防災協定を結んでいるところでございます。

こうした防災協定は、単にハード整備による管路の耐震性を強化することだけに留まらず、地震で被害を受けた管路を復旧していくときに人の手が要りますので、非常に有効になると考えております。関係の皆様感謝申し上げるとともに、企業団を預かる身として、地震への備えがより強固なものになったと考えてございます。

また、先ほど議場に入ってくるときにスタッフからうれしい報告がありました。今

回の防災協定、こうした応援部隊が福岡地区水道企業団に協力を申し出たということが本日発行された日本水道新聞という全国紙に掲載されました。うれしいお話がもう一つあったというお知らせをしたいと思います。

こうした気候変動や地震への備え、さらに来年、企業団は50歳を迎えます。となりますと、当然、関連施設の老朽化対策、そうしたことも必要になってまいります。そうした取組には一定のお金が必要になりますので、計画的に実施していくためにも、令和5年度からやります次期財政収支計画、これの中にきっちりうたい込んでやっていきたいと思っております。この次期財政収支計画につきましては、月曜日に総務部長から御報告をしたいと思っております。

もう一つ、大事なお話をさせていただきます。

地球温暖化、気候変動のお話をしましたけど、気候変動の原因の一つになっておる地球温暖化についてでございます。

国が喫緊の課題として取り組まれる中、企業団においてもこういう地球温暖化への取組、これは社会的な責務だと認識してございます。

今後、様々な取組を進める中で、今まで発生しなかった費用負担も出てくるのかなと考えております。こうした費用についても、先ほどお話ししました次期財政収支計画の中に柱の一つとして位置づけをしたいと考えております。

企業団の経営の考え方として、先月、構成団体の首長の皆さんで運営する運営協議会がございました。その中で、首長の皆様に、企業団として健全な経営を維持しながら、るる述べてまいりました地震への対応、気候変動への対応、50歳を迎えることでの施設老朽化対応、さらには地球温暖化対策、これをしっかり進めてまいりたいということをお私から首長の皆様にお伝えいたしました。

最後になりますが、私ども企業団は、都市圏の構成団体の皆様に良質な水を安定的に供給する、こうした使命の達成に向け、職員一同、一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

私の挨拶は以上になりますので、続きまして、副企業長から議案第4号ないし第9号の提案理由について説明をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高木勝利） 続きまして、提案理由の説明を求めます。藤田副企業長。

○副企業長（藤田英隆） 副企業長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

本会議における議案の提案理由の説明に先立ちまして、口頭ではございますが、令和3年度決算の総括として、3つの主要事業の概況について説明をさせていただきます。

まず、1つ目の管路の耐震化事業につきましては、警固断層を横断する区間の幹線

管路を整備する警固断層対策事業は、令和3年度に整備を完了いたしました。

また、下原系・夫婦石系送水管につきましても、管路整備事業を推進いたしました。

2つ目の改良・更新につきましては、牛頸浄水場等の設備更新を計画的に進めるとともに、海水淡水化センターについては、設備更新の基本設計を行いました。

3つ目は、独立行政法人水資源機構が福岡導水施設地震対策事業を実施することから、その費用を一部負担し、地震に強い管路整備等を促進いたしました。

以上が主要事業の概況でございますが、このようなことを踏まえまして、議案第4号から議案第9号について、提案理由を一括して説明させていただきます。

お手元の福岡地区水道企業団議会議案と記載された議案書の1ページをお開き願います。

初めに、議案第4号 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分についてでございます。

後ほど御説明いたします議案第5号の令和3年度決算で生じた当年度未処分利益剰余金33億3,678万2,329円のうち、組入資本金に16億4,031万60円を、減債積立金に11億9,647万2,269円を処分し、翌年度繰越利益剰余金を5億円とするものでございます。

次に、別冊となっております決算書をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、議案第5号 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算についてでございます。

2枚おめくりいただきまして、1ページと2ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出についてでございます。

上段の収益的収入につきましては、水道用水供給事業収益の決算額は、2ページの左から2つ目の欄に記載してございますように127億469万1,971円で、その内訳は、給水収益などの営業収益、構成団体補助金などの営業外収益及び特別利益でございます。

次に、下段の支出でございますが、水道用水供給事業費用の決算額は、2ページの左から3つ目の欄に記載しておりますが、110億9,933万5,104円で、その内訳は、施設の維持管理費、減価償却費等の営業費用、支払利息等の営業外費用及び特別損失であります。

恐れ入りますが、2枚めくっていただきまして、5、6ページの損益計算書をお願いいたします。

以上、御説明いたしましたように、当年度の純利益は、6ページ、下から4段目に記載の11億9,647万2,269円となり、令和3年度からの繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は、一番下に記載しておりますとおり33億3,678万2,329円となっております。

恐れ入りますが、3、4ページにお戻りください。

次に、(2)資本的収入及び支出について御説明いたします。

上段の資本的収入の決算額は、4ページの左から3つ目の欄に記載してございますように14億8,732万5,215円で、その内訳は、国庫補助金、構成団体からの出資金等でございます。

一方、下段の資本的支出の決算額は、4ページの左から3つ目の欄に記載しておりますが、74億4,988万9,478円で、その内訳は設備費、国営事業等負担金、償還金等でございます。

この結果、3ページの表の下に小さい字で記載しておりますように、資本的収支の不足額が59億6,256万4,263円となりますが、この不足額は損益勘定留保資金等で全額補填しております。

以上が令和3年度決算の概要でございますが、本議会への提案に当たり、事前に監査委員の審査をいただいておりますので、その意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第4号及び議案第5号につきまして提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、恐れ入りますが、先ほどの議案書にお戻りいただきまして、2枚めくっていただきまして、右のページ、議案第6号 令和4年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案について御説明いたします。

第2条 業務の予定量につきましては、第4項 設備費の事業費を管路整備事業の増により、36億2,738万7,000円に改めるものでございます。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収入の水道用水供給事業収益は、令和3年8月の豪雨により被害を受けた山口調整池の災害復旧事業に係る負担金を水資源機構へ支払っておりましたが、工事完了による精算に伴い、負担金の一部が返還となったことにより、134万9,000円の増額補正を行うものでございます。

支出の水道用水供給事業費用は、ただいま御説明をしました負担金の返還に伴い、これに係る国庫補助金を返還するため、67万5,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、第4条 資本的支出でございます。

管路整備事業における施工方法の変更等で、追加経費が必要となったことにより、2億5,000万円の増額補正を行うものでございます。

次に、第5条 債務負担行為でございます。

管路整備工事の限度額 6 億 9,000 万円を 16 億 1,300 万円に変更するものでございます。
これは、令和 5 年度に発注を予定しておりました工事等の前倒しが可能となるよう
債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

以上で議案第 6 号 令和 4 年度補正予算案の説明を終わります。

次に、条例改正案等について御説明いたします。

右のページ、議案第 7 号は、企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す
る条例案でございます。

これは、企業団職員の派遣元であります福岡市において、職員のサービスの宣誓に関す
る条例が一部改正されたため、職員派遣協定の趣旨を踏まえ、同様の改正を行うもの
でございます。

次に、1 枚おめくりいただきまして、議案第 8 号は、企業団企業職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児休業の取得回
数制限等の緩和が実施されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2 枚おめくりいただきまして、議案第 9 号 企業団企業職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

これは、企業職員の派遣元であります福岡市において、職員の育児休業等に関する
条例が一部改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、当企業団
においても同様に条例の一部改正を行う必要がありましたので、専決処分を令和 4 年
3 月 31 日に行ったもので、今回、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、議案第 4 号から議案第 9 号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます
ました。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高木勝利） これより質疑に入ります。

発言通告者のうちから順次質疑を許します。7 番堀内徹夫議員。

○7 番（堀内徹夫）登壇 私は、福岡市議会で日本共産党所属の堀内徹夫でございます。
本会議に提案されています議案第 5 号 令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給
事業会計の決算について、第 1 に決算における地区水道企業団の決算収支について、
第 2 に海水淡水化センターに係る決算状況について、第 3 に地球温暖化対策の決算状
況について質問をいたします。

質問の第 1 は、決算における地区水道企業団の決算収支についてです。

地区水道企業団は来年で設立 50 周年を迎えます。用水供給開始から 38 年を経過し、
2020 年 7 月 30 日より五ヶ山ダムの運用開始によって水源開発は完了し、維持管理の時
代を迎えるとされています。財政収支計画では、純利益を毎年確保してきており、

2021年度においても、決算書6ページに記載のとおり、11億9,647万円の純利益を生み出していることが冒頭の説明でもありました。では、財政収支計画との関係はどうなっているのか見ていきます。

説明資料の資料1の38ページ上段に、(3)収益的収支の単年度純損益の推移が記載されていますが、毎年、青い棒グラフの財政収支計画よりもピンクの棒グラフの決算額が大きく上回り、計画よりも大幅に利益を積み上げてきているわけであります。その純利益は翌年度以降の施設整備費や企業債の償還などの財源としてしていると、これまで議会のたびに答弁されてきています。

同じ38ページ下段の企業債等残高にあるように、青い棒グラフの計画残高よりもピンクの決算における企業債残高は余計に企業債の償還が行われてきているわけです。

そこで、お尋ねいたしますが、決算における純利益と財政収支計画との差額について、過去5年間の推移と合計額は幾らなのか。つまり、38ページ上段の(3)のグラフの差額について答弁を求めます。

一方、福岡都市圏の住民は、2年半に及ぶコロナ禍の中で、また、物価高騰の中で、市民生活が苦しく、地域経済も大きな打撃を受けています。とりわけ、非正規で働いている方、ひとり親家庭など、低所得世帯の暮らしは大変です。もともとの収入が不安定だったところに、コロナで仕事が減ってきて、物価高騰で支出が増えています。そういう状況を見て、志免町は臨時議会を開会し、コロナ禍における原油価格や物価高騰に対する支援として、令和4年8月と9月に請求する上下水道料金を全額減免することを決定いたしました。

また、医療機関の状況も福岡都市圏は深刻です。厚生労働省所管の独立行政法人福祉医療機構は、6月に行った全国の病院経営動向調査を発表しています。調査は単純に、増加した病院の割合と減少した病院の割合の差によるポイントで経営動向を調査しているものです。回答した病院は232病院。それによると、医業収益、つまり、病院の収入はマイナス2で、前回比15ポイント低下、前回は3か月前です。一方、医業費用、つまり、病院の支出はプラス53で、前回比15ポイント増加、結果、前回比で減収病院が多数を占める結果となっています。コロナ禍の中で、漠然と病院が大変だろうという思いの方は多いと思いますが、現場の状況として、収入が減っているというわけです。減収病院のうち、費用が前年度上半期で5%以上増加する見込みと答えた病院は半数を超え、その内訳として、水道光熱費の増加を挙げた病院が最多でした。同じことは福岡都市圏の病院の中にも考えられることでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、福岡都市圏の住民は、コロナ禍の下で水道水の使用量も増え、物価高騰も相まって、水道料金の負担感は重たくなっていると思いますが、

御所見をお伺いします。また、水道を利用している住民のために、地区水道企業団として何をしてきたのか、また、何をしようとしているのか、答弁を求めます。

次に、質問の第2、海水淡水化センターに係る決算状況についてです。

海水淡水化センターは、2005年、市民の反対の声を押し切って、渇水対策を名目に、大企業の仕事づくりとして総事業費約408億円を投じて、日量最大5万立方メートルの過大施設を整備し、供用したものです。設備更新を前倒しして、2022年度から155億円もの巨額を費やして設備更新を始めています。果たしてそのような大型公共事業が福岡都市圏の住民のために必要なのか、ずっと私はこの議会で問い続けてきています。

そこで今日は、第1に、決算から見える海水淡水化センターの不必要性について、第2に、実は水は余っているんだということについてただしてまいります。

まず、海水淡水化センターの不必要性についてです。端的に7つの質問をします。

1つ目、海水淡水化センターの維持管理費の決算額は幾らですか。2つ目、その地区水道企業団の原水及び浄水費に占める割合は幾らですか。3つ目、海水淡水化センターの給水原価は幾らですか。4つ目、海水淡水化センター以外の給水原価は幾らですか。5つ目、地区水道企業団全体の給水原価は幾らですか。6つ目、供給単価は幾らですか。7つ目、海水淡水化センターの年間供給水量は幾らですか。いずれも数字でお答えください。

次に、実は水は余っているんだという点についてです。

地区水道企業団は、福岡県や福岡市と一緒に、ダム等の水源開発は水需要の増加に対応するためや渇水に備えるために必要だという主張をしてきました。そして、現実には水源開発を進めてきて、五ヶ山ダムの運用開始によって水源開発は完了したというわけです。しかし、人口が集中している福岡都市圏においても、実際の水需要は右肩上がりから横ばいへと大きく変化してきています。

福岡市を例にとって示しますと、1965年に給水人口がまだ50万1,000人のときの1日平均給水量は14万4,767立方メートルでした。それが1992年には給水人口が123万7,000人へと2.46倍化し、そのときの1日平均給水量は41万4,846立方メートルへと2.9倍化します。ここは右肩上がりが両方とも同じように上がってきていたわけですね。ところが、1990年代以降、福岡市の給水人口はなおも増え続け、令和2年度決算では、6月に発行されているこのパンフレットの43ページに記載のとおり、155万人を超えると人口は1.2倍以上になっているわけです。これは1992年との関係で1.2倍になっています。ところが、1日平均給水量はピークの1992年以降、ほぼ横ばいなわけです。つまり、これ以上の水は必要ありませんというのが数字で現れています。これはひとつ、各議員がぜひ各構成団体ごとに給水人口と1日平均給水量を比較していただきたいの

です。なぜ構成団体ごとにと私が言うかといえば、地区水道企業団は決められた水の量を各構成団体に送っているわけで、住民がどれだけ水を本当に使っているのかについては、地区水道企業団の統計には出てきません。

そういう状況で、構成団体との協議によって、この議会にも諮られながら水源開発がこれまで行われてきましたが、確かに第2回拡張事業の筑後大堰の水源開発までは、福岡市でいえば1日平均給水量が右肩上がりの時代だったんです。しかし、そのピークを過ぎてから、第3回、第4回の拡張事業が供給開始しています。すなわち、大山ダム、五ヶ山ダム、海水淡水化センターです。ですから、供給を開始し始めたときには計画をしていた段階の状況にはなく、水は大きく余ってきているわけです。

そこで、お尋ねいたしますが、海水淡水化センターの1日の平均生産水量の過去5年間の推移について答弁を求めます。

質問の第3は、地球温暖化対策の決算状況についてです。

今、欧州では熱波が大変で、気温が40度以上になる地点が続出し、北海道と同じ緯度のロンドンを含むイングランド中南部では、命が危険にさらされる暑さになるおそれがあると、史上初の異常高温警報が発令されました。スペイン南部では気温47度が記録され、40か所以上で山火事が発生し、隣国ポルトガルでも山火事が広がっています。アフリカ東部では長引く干ばつで、多くの人々が命の危険に直面しています。日本でも異常な高温と水害が発生し、九州でも深刻な被害が出ています。

気候危機の打開は、人類と地球にとって、いよいよ待ったなしの緊急課題となっています。地球上のあらゆる団体組織が気候変動対策を急がないといけません。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、今年4月に、今世紀末の世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えるには、全ての部門で急速かつ大幅に、ほとんどの場合、即時に温室効果ガス排出量を削減する必要があると強調しています。

そこで、気候危機打開に対する地区水道企業団の取組は本気なのか、また、十分なのか、ただしてまいります。

温対法という法律があります。正式には地球温暖化対策の推進に関する法律とありますが、制定は古く、1998年10月9日にできたものであり、名前のおり地球温暖化防止を目的とした法律です。この法律は制定以来、何度か改訂を重ねてきましたが、今日では温室効果ガス排出量に対する報告義務や排出量の抑制が、CO₂を排出する全ての事業者課せられています。

そこで、お尋ねいたしますが、温対法に基づき地区水道企業団としても様々な取組が必要だと思いますが、決算年における取組の特徴について説明を求めます。

地区水道企業団は、エネルギー起源CO₂を排出する特定事業所排出者です。CO₂排出量の報告は温対法によって義務となっていますので、虚偽の報告、または報告しなかった場合には、20万円以下の過料が科せられるというわけですから、重い責任があるわけです。

そこで、お尋ねいたしますが、地区水道企業団の決算年の年間CO₂排出量は何トンなのか、また、その内訳はどうなっているのか、海水淡水化センターと牛頸浄水場・水質センターを併せてお答えください。

さらに、地区水道企業団における決算年における消費エネルギーの内訳は、電力、都市ガス、ガソリンや重油などの燃料ではそれぞれどうなっているか、答弁を求めます。

地区水道企業団は、水道水を作り、構成団体に届ける過程で、環境に対してよい影響も悪い影響も与えています。例えば、適切な管理を続けてきた水道水源林は、水源涵養、水質浄化、CO₂吸収など、様々な機能を果たしています。その一方で、地球が育んだ貴重な資源である水の利用や取水、導水、浄水及び総配水工程における大量のエネルギー使用、工事における廃棄物の発生など、地球環境に少なからず負荷を与えています。

そこで、お尋ねいたしますが、決算年における水道企業団の温暖化対策で、実行計画に基づいて電気使用料は前年比でどれだけ減らし、CO₂排出量は幾ら減ったのか、答弁を求めます。

温対法に基づいて地区水道企業団にはCO₂排出量を減らしていくことが求められており、その計画や実行状況の公表には、水を取り扱う公営企業としての社会的責任があります。

そこで、地区水道企業団は地球温暖化対策について、カーボンニュートラルゼロを何年に達成する計画ですか、答弁を求めます。

また、仮に計画を立てていないのであれば、それは温対法第21条に明確に違反をしているということではありませんか。法違反であるか、ないのか、明確な答弁を求めます。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席より行わせていただきます。

○議長（高木勝利） 今村総務部長。

○総務部長（今村 寛） 私のほうから、福岡地区水道企業団の決算状況について、そして、地球温暖化対策の決算状況についてお答えいたします。

まず、当企業団における過去5か年の収益的収支の黒字額、いわゆる純利益についてでございますが、収益的収支における黒字額は、翌年度以降の施設の改良更新や地

震対策に必要な建設改良費及び企業債等の償還財源に充てるものでございます。それぞれの年度の財政収支計画と決算との差につきましては、平成29年度は4億1,400万円、30年度は9億1,200万円、令和元年度は4億8,100万円、2年度は8億7,400万円、3年度は3億9,500万円、5年間の合計につきましては30億7,600万円でございます。

黒字額が財政収支計画を上回った理由につきましては、筑後川の流況に応じて海水淡水化センターの生産水量を調整し、その稼働が計画を下回ったことによる動力費の減などによるものでございます。

次に、コロナ禍で、あるいは物価高騰の中における住民の皆様の御負担感についてのお尋ねでございます。

食料品やエネルギーなどの価格引上げが相次いでおり、多くの住民の皆様が家計のやりくりなどに御苦労が増えているという状況であると認識しております。当企業団におきましても、エネルギー価格や資材の高騰等により今後の支出が増加することが懸念されますが、健全経営を維持できるよう、コストの削減に努めてまいります。

次に、地球温暖化対策につきまして御答弁いたします。

地球温暖化対策につきましては、近年、世界的な気候変動の影響により、渇水や洪水などの災害が激甚化、頻発化する中、より一層の取組が求められていると認識しております。企業団では、地球温暖化対策法及び京都議定書目標達成計画に基づく計画として福岡地区水道企業団環境保全実行計画を策定しており、この計画に沿って、これまでポンプ場のインバーター化、照明設備のLED化、効率的な水運用などに取り組んでまいりました。令和3年度取組につきましては、牛頸浄水場において平成28年度より行っている照明設備のLED化を引き続き実施するとともに、海水淡水化施設の設備更新基本設計において省エネ機器の導入等の検討を行っております。

次に、企業団における令和3年度の年間CO₂排出量についてでございますが、企業団全体の排出量が2万3,040トン、うち海水淡水化センターが1万7,175トン、牛頸浄水場・水質センターが4,288トンとなっております。

次に、令和3年度における消費エネルギーの内訳についてでございますが、電力が6,301万3,000キロワットアワー、都市ガスが1万1,712立方メートル、燃料が1万892リットルとなっております。

次に、令和3年度に電気使用料とCO₂排出量がどれだけ減ったのかというお尋ねでございますが、令和3年度は令和2年度に比較しますと、いずれも増加いたしております。これは昨年の議会でも御報告いたしました。令和3年の春先に発生いたしました残留塩素低下事象に対応するため、牛頸浄水場の生産水量を減らして施設負荷を軽減し、これを補うために海水淡水化センターの生産水量を増加し、構成団体への

安定供給を図ったことによるものでございます。数値を申し上げますと、令和3年度の当企業団全体の電気使用料は約6,300万キロワットアワー、令和2年度に比べ約680万キロワットアワーの増加、また、令和3年度のCO₂排出量は2万3,040トンで、令和2年度に比べ3,640トンの増加となっております。

次に、カーボンニュートラルを達成する計画についてのお尋ねでございます。

繰り返しになりますが、企業団においては、地球温暖化対策法及び京都議定書目標達成計画に基づく実行計画を策定し、地球温暖化対策を実施しております。

カーボンニュートラルにつきましては、国において、平成27年、2015年のパリ協定に定められた目標を踏まえ、令和2年、2020年10月に、2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、その後、令和3年3月の地球温暖化対策法の改正により、その基本理念が示されたところでございます。企業団といたしましては、この改正法に定められた基本理念などを踏まえ、具体的な取組について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高木勝利） 佐藤施設部長。

○施設部長（佐藤 浩） 次に、私のほうから、海水淡水化センターの決算状況についてお答えいたします。

令和3年度決算の海水淡水化センターの維持管理費などについてでございますが、まず、令和3年度決算における維持管理費につきましては、税抜きで15億1,700万円余で、原水及び浄水費に占める割合につきましては、ダム等管理負担金、牛頸浄水場や海水淡水化センターの維持管理費等の原水及び浄水費は、税抜きで44億6,800万円余でございますので、海水淡水化センターの維持管理費の原水及び浄水費に占める割合は約34%でございます。

次に、海水淡水化センターの給水原価等につきましては、海水淡水化センターの給水原価が1立方メートル当たり262円95銭で、海水淡水化センター以外の給水原価が1立方メートル当たり85円69銭で、全体の給水原価は1立方メートル当たり102円56銭でございます。

次に、供給単価及び海水淡水化センターの年間供給水量についてでございます。

供給単価につきましては、当企業団の水源は、筑後川水系、多々良川水系、那珂川水系及び海水淡水化施設の4つの水源を有しており、これら多様な水源を区別せず一体的な運用を図るとともに、収支につきましても一体的に管理をいたしております。このため、当企業団の構成団体への供給単価は、1立方メートル当たり113円38銭でございます。海水淡水化センターの年間供給水量につきましては、約873万立方メートル

でございます。

次に、海水淡水化センターの過去5年間の1日平均生産水量についてのお尋ねでございますが、海水淡水化センターにつきましては、筑後川の流況がよいときは水利権の範囲内で筑後川の取水を優先させ、海水淡水化センターの生産水量を抑える運用を行っておりますので、1日平均生産水量は各年度でばらつきが生じております。このため、過去5年間の1日平均生産水量につきましては、平成29年度が2万1,649立方メートル、30年度が1万8,481立方メートル、令和元年度が1万9,947立方メートル、2年度が2万120立方メートル、3年度が2万3,930立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（高木勝利） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内徹夫） まず、決算における地区水道企業団の決算収支についてです。

決算における純利益と財政収支計画との差額について、過去5年間の推移と合計額を尋ねたところ、平成29年以降、約4億円から9億円の計画以上の利益が生まれており、合計では30億7,600万円ですよということでした。

生産調整をやったからだとか言われていますけど、それは後でまた反論するとして、説明資料の13ページに記載のとおり、地区水道企業団の収入の9割を占めているのが営業収益のうちの給水収益、つまり、構成団体から取りっぱぐれのない、年間供給料金の100%回収により、利益は計画どおりに生み出されているわけです。それが決算から読み取れます。

一方、福岡都市圏の住民の生活については、御苦勞をかけていることは承知しているけど、水道企業団の経営も厳しいからコスト削減の努力もしているんですよという趣旨の答弁だと受け止めました。

志免町では、町民生活が大変だからと、臨時議会を開会しています。そして、コロナにおける原油価格や物価高騰に対する支援として、上下水道料金を全額減免することは1問目で私が報告したとおりです。

志免町はお金が潤沢にあるわけではありません。志免町にあるのは、町民の生活への苦勞を何とか支援しようとする行政と町議会の福祉の心ではないでしょうか。地区水道企業団にはそれが欠けているということが答弁でも明らかになったと思います。

大体5年間で計画より30億円余も利益を生み続けており、そのお金は自分たちで営業して苦勞して集めてきたお金ではありませんよね。黙っていたって構成団体から100%納入される、そして、多額の利益が生まれているわけです。構成団体のほうは、水道料金の用途区分や料金を住民が負担感のないように工夫しながら設定し、水道料金を納めていただく大切さを説明しながら、住民の生活状況も掌握しながら料金回収

をしているわけです。地区水道企業団がその立場に立たない限り、先ほどのような冷たい答弁となるわけです。

福岡地区水道企業団水道ビジョン2018の「信頼関係・連携」に、このように書かれています。「経営環境の変化については、各構成団体毎だけでなく、企業団も福岡都市圏の一員として積極的な関与が求められています。」と書いてあるんですよね。そんな気持ちがあるのであれば、コロナ禍の中で、また、物価高騰で苦しい台所事情の中で住民のために支援しなければならないとする構成団体の実情をつかみ、都市圏の一員としての対応を見せるべきです。

したがって、お尋ねいたしますが、地区水道企業団は構成団体の用水供給料金の減免など、何らかの検討をする必要があるのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、海水淡水化センターに係る決算状況についてです。

まず、決算から見えてくる海水淡水化センターの不必要性についてですが、7つの質問で出てきた数字で、それが見えてきました。1つ目の海水淡水化センターの維持費の決算額は、15億1,700万円という答弁でした。しかも、それは地区水道企業団の原水及び浄水費が44億6,800万円ということから、海水淡水化センターがランニングコストとして34%を占める巨大な税金のかかっている施設だということが2つ目の答弁で明らかになりました。もともと海水淡水化センターの維持管理費の最終予算額は、説明資料1の18ページに記載のとおり、18億6,216万円で、毎年の決算では1億円を超える不用額となって計上されてきているんです。なぜ毎年そんなに不用額を出し続けているのでしょうか。それは、地区水道企業団が海水淡水化センターの委託運営に関わる大企業との関係を維持するためにオオカミ少年となって構成団体に「渴水になったらどうしますか」と叫び、日量5万立方メートルの施設維持を死守する一方、日々の運営ではなるだけ動かさずに支出を抑えてもうけを出すという施設になってしまっているからであります。

次に、その施設から作り出された水の製造価格はどうなっているかについて私が聞いたところ、海水淡水化センターの給水原価は262円95銭だと言われました。海水淡水化センター以外の給水原価は85円69銭ですから、実に3倍もする高い水が海水淡水化センターで製造されていることになります。1立方メートル当たりで177円26銭も高いんです。この水を含めて構成団体に配分していることから、地区水道企業団全体の給水原価は102円56銭となっていると答弁されました。したがって、福岡都市圏全体の水道料金が高いのは、海水淡水化センターがあるからだということが決算でも明らかになったわけです。

では、その海水淡水化センターの経営は、安定で健全と言えるのでしょうか。

供給単価は113円38銭と答弁されたので、それに海水淡水化センターの年間供給水量の873万2,800立方メートルを掛けますと、9億9,012万円余、これが2021年決算年度の収入ということになります。したがって、海水淡水化センターの、今言った収入に対しまして、先ほどの維持管理費が15億1,780万円ですから、これを引きますと、5億2,768万円の赤字施設だということが決算ではっきりしたわけでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、この海水淡水化センターは動かせば動かすだけ赤字がどんどん膨れる施設を維持しているというふうに私は思いますけど、御所見をお伺いいたします。

その海水淡水化センターの更新設計が終わり、今年から更新の工事も始まりました。155億円もかけて更新をするわけです。しかし、まだ今なら止められます。

そこで、お尋ねいたしますが、これだけ高い水を生産する施設を引き続きフル稼働させるために155億円もかけて更新することは無駄であり、フル更新はやめるべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、海水淡水化センターの決算を見る上で、水は余っているのではないかという角度からの質問についてですが、海水淡水化センターの1日平均生産水量の過去5年間の推移については、答弁いただいたとおり、フル稼働の5万立方メートルとはほど遠く及ばない使い方をされていることが分かりました。もちろん、日によってはフル稼働に近い製造をするときもあるんでしょう。しかし、これも協定で、拡張計画に基づいて受水量を増やし、計画配水しているんだということが皆さんの言い分でしょう。しかし、それは事実をきちんと認識しないと水行政はできないということを私は申し上げたいと思います。

福岡市での1日平均給水量の増加が止まっているのは、節水型機器の普及や漏水防止対策での推進で、市民1人当たりの給水量が減ってきているからでございます。これから福岡都市圏は人口も増加が止まることになり、いずれは減っていきます。そうならば、1人当たりの給水量の減少と相まって、水道用水の需要はますます縮小していくこととなります。

渇水が来るからと繰り返し言われますが、水余りの時代になっている中で、例えば、首都圏などでも渇水が問題になることはほとんどないと言われていています。ほとんどないことのために、わざわざ恒常的な大施設を造り、高い水道を生産するのが正しいのかという話なんですよ、これは。いざとなったら、農業用水の一時的な水利権の一部を有償で融通してもらったり、福北導水の利用もあり得る話です。そのようにすれば大渇水に対応することも十分に可能です。問題は、協定書で約束したんだから、高く

ても水を受け取りなさいと協定水量の配分を強制的に続けている地区水道企業団の姿勢にあります。

そこで、お尋ねいたしますが、2023年度からの次期財政収支計画策定の中で、1982年から始まった協定書に基づく各構成団体との協定水量をどんどん右肩上がりが増えてきたことをここで見直して、協定水量全体が日量2万立方メートルを減らすことができるならば、海水淡水化センターは不必要な施設とすることができるのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、水が余っていることをもう少し具体的に見ていきたいと思えます。

地区水道企業団は1982年以来、各構成団体との約束事を実行している、構成団体が水をくれと言っている分を送っているだけだといつも言われます。

各構成団体の配分水量は、水源開発が進むごとに大きく変わってきています。2004年は福岡市への配分水量は5万1,909立方メートルで、地区水道企業団の74%、福岡市以外への配分水量は1万8,232立方メートルで、26%でした。これが海水淡水化センターが起動する2005年には、福岡市5万4,657立方メートルで、68%に、福岡市以外は2万5,789立方メートルで、32%になります。さらに問題は、その次の水源開発となる大山ダムが新規開発され、配分水量に加えられた2013年です。これにより、福岡市への配分水量は4万9,558立方メートルで、58%まで下がり、福岡市以外への配分水量は3万6,984立方メートルで、43%へと膨れ上がっています。なぜ2013年からそうなっているのか。第4回拡張事業によって、大山ダムの水源開発と同時に安定供給水量という概念と言葉が登場してくることになるわけです。これにより、筑後川水系、すなわち江川ダム、寺内ダム、合所ダム、筑後大堰については、施設能力に75%を掛けるというルールをつくり、2012年までは17万8,800立方メートルあった施設能力を、安定供給水量だといって13万4,100立方メートルに引き下げたわけです。それで、福岡市だけが供給水量が減り、福岡市以外の構成団体には供給水量が大幅に増えました。つまり、もともと74%対26%という2004年の福岡市とその他の構成団体への配分水量の割合が55%対45%までなっており、福岡市以外の構成団体への負担増は計り知れません。

私の計算では、2004年以降の16年間で、福岡市は2004年の水準をずっと保っていたならば、それとの比較でマイナス674万6,000立方メートルの供給水量を減らしたことになります。供給料金では16年間合計で、福岡市は2004年比で29億4,327万2,000円も供給料金の負担を減らしているんです。逆に、福岡市以外の構成団体では、2004年比で2,171万7,000立方メートルの供給水量が過大に押しつけられ、供給料金では16年間の合計で、2004年比で294億5,685万1,000円も供給料金の負担が激増していることが分かります。

ちなみに、福岡市が福岡都市圏に占める人口構成の比率は、2004年が59.2%、2013年は60.1%ですから、国勢調査での人口割合はさほど変わっていないんです。なのに、水とお金が福岡市以外の都市圏の構成団体に押しつけられている状況が分かると思います。

このように、あなた方が行ってきた水源開発は、海水淡水化センター、大山ダム、五ヶ山ダムが結果として構成団体には本当に要らない高い水を押しつけることによって、構成団体と住民の負担を重たくする一方、開発優先の福岡市には至れり尽くせりで、供給水量も減らし、供給料金も大きく減額しているわけです。

このことによって引き起こされる大問題が、地区水道企業団がたくさんの水を押しつけてくることから、構成団体の中で自己水源を手放すことが起こっていることです。福岡市以外の構成団体の自己水源比率が大幅に低下してきているんです。

まず、福岡市ですが、2001年の自己水源比率が33.7%で、2020年が33.0%ですから、0.7%だけ比率が落ちて、つまり、地区水道企業団からもらう量が少しだけ増えましたよというのが福岡市の状況なんです。ところが、福岡市以外の構成団体の自己水源比率を見ると、驚くような状況が並んでいるんです。篠栗町は、2001年が15.3%だったのが、2020年に56.3%に跳ね上がっています。それだけ地区水道企業団から水をもらっている。宇美町は、2001年が18.9%、地区水道企業団からもらっていた水が、2020年には73.4%。糸島市は、25.8%だった2001年が、2020年には73.4%に上がっているんです。自己水源比率が増加している構成団体は一つもありません。あえて言うならば、地区水道企業団からは一滴の水も受け取っていない久山町だけが、自己水源を守るということにおいて唯一健全なのです。

そこで、お尋ねいたしますが、この下がり続ける自己水源比率について、あなた方が福岡都市圏の一員だと言われるのであれば、各構成団体の自己水源比率を元に戻していくことを援助することが地区水道企業団の役割ではないかと思いますが、明確な答弁を求めます。

次に、地球温暖化対策決算状況についてです。

温対法に基づいて、地区水道企業団としても、ポンプの問題、LED化の問題などをやってきたということを言われましたし、決算年度も省エネなどの検討をやってきたというふうに言われました。しかし、話が小さいですね。いろいろもっとやらなきゃいけないことはいっぱいあると思うんですね。最大の問題は、エネルギー起源CO₂を排出する特定事業者排出者としては何をやってきているかという問題です。

地区水道企業団の決算年の年間CO₂排出量は、2万3,040トンだということでした。これは福岡県でもかなり大きなCO₂排出量です。例えば、福岡ソフトバンクホーク

スがペイペイドームとタマホームスタジアム筑後で年間に出しているCO₂、この量の大体2倍ぐらいを地区水道企業団だけで出していることになります。

そこで、その内訳について、答弁では、海水淡水化センターが1万7,175トン、そのほかの牛頸浄水場・水質センターが4,288トンと言われました。さらに、消費エネルギーの内訳としては、電力が6,301万3,000キロワットアワー、都市ガスが1万1,712立方メートル、ガソリンや重油などの燃料が1万892リットルということでした。特に、海水淡水化センターは、金を食うだけではなく、CO₂も吐き出している巨大な施設だということが分かりました。そうすると、特定事業者排出者としては相当な努力が必要となってくるわけですよ。さっき言われたLEDとかポンプぐらいでは足りないんです。

そこで、決算年における地区水道企業団の温暖化対策で実行計画に基づいて電気使用量は前年比でどれだけ減ったんですかとお聞きしたんですけど、驚くことに、減らすどころか、680万キロワットアワーも増えている。CO₂については、3,640トンも増えているという答弁でした。これは本当に、増えて仕方ないですよというようなことでは済まされない問題ですよ。

そこで、全体は大き過ぎるからすぐに縮小できないのであれば、せめてあなた方が省エネについて少しは努力している状況をつかむためにただしますけど、決算年は温対法による取組として、省電力化はどういう取組によってエネルギーをどれだけ減らし、CO₂など温室効果ガス排出量をどれだけ削減したのか、答弁を求めます。

次に、計画策定についてですが、カーボンニュートラルゼロを何年に達成する計画ですかと聞いたら、計画はありますよというふうに言われました。その計画というのは、これですかね。平成28年度環境保全実行計画評価書、これのことですか。ネットで流れているのはこれしかないんですよ。

それで、私、環境省とやり取りしているんですよ。福岡地区水道企業団の計画書は環境省としては把握されていますかというふうに聞いたら、環境省の担当課長は、地区水道企業団のホームページを見ましたけど、公表もされていないし、作成された痕跡もないと。第一、昨日までやり取りしていた地区水道企業団の担当課長が私に計画はありませんというふうに昨日答えているのに、今、部長はここで計画はあるというふうに言われました。どこに実際のものがあるのか。あれば配っていただきたい。そして、見せていただきたい。それは、ホームページにもしもその計画をアップしていなければ、それだけで温対法違反ですよ、これは。計画があれば、温対法の関係は違反じゃない。しかし、計画がなければ違反です、これは。だから、そこは明確な答弁を求めたいというふうに思います。

その上で、温対法は未来の地球を救う上で大変大事な決まり事です。だから、みんな守っていますよ。例えば、企業が温対法を守っていないとなれば、もはや国際社会では活動できないぐらいの社会的モラル水準になっていると言わざるを得ないでしょう。温対法違反状態を解消するために、企業団としての地球温暖化対策に取り組む姿勢を変えていただきたいというふうに思います。公表をしっかりとすべきです。そして、私たちに実際に計画を示すべきです。

そこで、お尋ねしますが、構成団体の供給水量でも年間供給料金でも半分を占める福岡市が、2040年にカーボンニュートラルゼロを目指しているわけです。地区水道企業団としては、この福岡市の計画実行にどういう協力をするつもりなのか、答弁を求めます。

あわせて、少なくとも2050年までのカーボンニュートラルゼロの計画は、これは世界全体で実行されるべきものになっていますから、実行すべきだと思いますけど、明確な答弁を求めます。

あわせて、福岡市が行動することに同意して一緒に行動するのであれば、2040年カーボンゼロを実現するよう対策を講じるべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

以上で2問目を終わります。

○議長（高木勝利） 今村総務部長。

○総務部長（今村 寛） まず、水道企業団の決算収支についてのお尋ねでございますけれども、用水供給料金の減免などの検討が必要なのではないかというお尋ねでございます。

当企業団の使命は、安全で良質な水道用水を構成団体に安定的に供給することでございます。企業団はそのために設立した特別地方公共団体であることから、経営に当たっては、この使命を全うすることが第一に優先されるべきものと考えております。

これまでも経営改善によって計画を上回った利益につきましては、国営事業等償還金の繰上償還や企業債の借入抑制のための資金として活用し、支払利息の軽減を図るなど、健全経営の維持に努めてきたところでございます。

水道事業は、地方公営企業法に基づき、その経営に要する経費は、経営に伴う収入を充てる独立採算性を基本としております。

今後、管路の耐震化や老朽化した施設の更新などの設備投資につき、計画的に取り組んでいくためには、一定の利益を将来の財源として留保する必要があります。お尋ねのような用水供給料金の減免を行えば、企業債残高の増大や施設の整備更新の遅れを招き、企業団の使命である水の安定供給がおぼつかなくなるおそれがあることから、料

金を減免することは考えておりません。

続きまして、地球温暖化対策の状況について御答弁申し上げます。

令和3年度の省電力化に関する取組について、牛頸浄水場で平成28年度より行っている照明設備のLED化を引き続き実施しておりまして、前年度から電力消費量で年間約3,240キロワットアワーの削減、CO₂排出量に換算いたしますと、年間約1.18トンの削減を見込んでおります。

次に、2040年にカーボンニュートラルを目指している福岡市への協力について、また、カーボンニュートラルに関する企業団の計画について、併せてお答えをいたします。

まず、1問目の答弁でも私のほうで答弁させていただきましたけれども、企業団においては、地球温暖化対策法及び京都議定書目標達成計画に基づく実行計画を策定しており、法に基づく計画に従って地球温暖化対策を実行しております。

質疑の中で、カーボンニュートラルに関する計画はというふうにお尋ねがありましたが、カーボンニュートラルという概念が出てまいりましたのは、令和2年の国のカーボンニュートラルの実現、そして、令和3年3月の地球温暖化対策法の改正により基本理念が示されたので、それに基づく計画ではないということではございますが、それ以前につくった計画に基づいて対策を実施しているということではございます。

カーボンニュートラルにつきましては、福岡市に協力しないのかというお尋ねでございましたけれども、カーボンニュートラル、私どもの構成団体であります福岡都市圏の各市町におきましても、福岡市と同様に取組が行われております。地球温暖化対策は国を挙げて取り組んでいる喫緊の課題でございます、企業団といたしましても、その重要性は十分に認識をしているところでございます。

企業団としましては、今後は、先ほど申しました国が掲げた2050年にカーボンニュートラルを実現するとの目標を踏まえまして、既に検討を進めている取組を含んだ新たな実行計画を策定するとともに、構成団体市町とも連携しながら、企業団として温室効果ガス排出削減の取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木勝利） 佐藤施設部長。

○施設部長（佐藤 浩） 次に、海水淡水化センターだけ見れば、動かすだけ赤字が膨れる施設ではないかとお尋ねでございます。

海水淡水化センターは、構成団体の皆様に協定水量を安定的に供給するために必要不可欠な施設でございます。この協定水量を安定的に供給するためには、海水淡水化センターを含む4つの水源を一体的に運用する必要があり、また、収支につきまして

も、4つの水源を一体的に管理し、全体として健全な経営を維持できることが必要であると考えております。

なお、海水淡水化センターでは、海水から水を作り出すために非常に高い圧力が必要であり、通常の河川水を取水し浄水する場合と比べまして生産コストが割高になっておりますが、筑後川の流況がよいときは、水利権の範囲内で筑後川からの取水を優先させ、海水淡水化センターの生産水量を抑える水運用を行うなど、コストの削減を図っております。

次に、海水淡水化センターのフル更新はやめるべきとのお尋ねについてお答えします。

当企業団の使命は、安全で良質な水道用水を構成団体に安定的に供給することであり、海水淡水化センターの日量5万トンの施設能力につきましては、10年に1回程度の渇水時でも、構成団体との協定水量を安定的に供給するために必要な能力でございます。実際に直近の令和元年の渇水時におきましても、海水淡水化センターは日量5万トンのフル生産を行っております。さらに、企業長が挨拶でも触れましたが、昨年引き続き、今年もこれまで降雨量が大変少なく、筑後川の流況が悪化したことから、フル生産に向けた準備を進めていたところであり、海水淡水化センターは水資源に恵まれない福岡都市圏にとって、ますます重要な施設となっていると考えております。

次に、協定水量を日量2万トン減らせれば、海水淡水化センターは不必要な施設にできるのではないかとのお尋ねでございます。

各構成団体との協定水量につきましては、各構成団体が将来の水需要計画等に基づき必要とする水量について、当企業団と協定を締結しているものでございます。一方で、福岡都市圏では引き続き人口が増加しており、今後も水需要の増加が見込まれております。加えて、各構成団体におきましては、気候変動による少雨と多雨の二極化や、施設の老朽化など、水道水の安定供給に対するリスクの増大が懸念されております。また、水資源に恵まれない福岡都市圏では、井戸などの小規模な水源につきましては、枯渇や取水量の低下等により、施設の廃止や縮小があっていると聞いております。

以上のことから、当企業団としましては、構成団体の皆様との協定水量について、引き続き安定的に供給していく必要があると考えております。

次に、構成団体の自己水源比率を元に戻していくことが企業団の役割ではないかとのお尋ねについてお答えします。

当企業団は、水資源に恵まれない福岡都市圏の水道用水を確保するため、構成団体で協議し設立されており、各構成団体との協定水量を安定的に供給することが当企業

団の使命でございます。

また、各構成団体においては、それぞれ将来の水需要計画や、渇水や事故等のリスク、経済性等を踏まえ、当企業団からの受水も含めまして、必要な水源を適切に確保されているものと考えております。昨今は局所的な雨も多く、降水量の地域的なばらつきも大きくなっており、広域的な水源を持つことは構成団体の安定供給にとっても非常に重要であると考えております。

加えまして、令和元年に施行されました改正水道法によって、スケールメリットを生かした広域連携の推進が位置づけられたところであり、各構成団体が事業の効率化や経営基盤の強化を図っていくためにも、福岡都市圏の広域的な用水供給を担うことが当企業団の役割であると考えております。

以上でございます。

○議長（高木勝利） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内徹夫） まず、決算における水道企業団の決算収支についてです。

構成団体との関係については、あまり心配されていない旨の答弁でした。用水供給料金の減免について求めたのに対し、我々の使命は、使命はと、何度も今日は繰り返されますけど、安全・安心な水の供給であり、利益が計画を上回った分は繰上償還、施設の管路の維持に努めているんだと、毎回同じ答弁を繰り返されます。どうもまだコロナ禍で市民生活の厳しさや、さらには物価高騰で地域経済の状況などが全然分かっておられないようです。志免町の対応の問題も、自分たちの構成団体の中で起きていることなのに、あまりにも無関心過ぎるんじゃないでしょうか。もしも企業団が住民の水道料金を少しでも負担を減らすためにと各構成団体への年間供給料金の減免を行えば、それがまさに呼び水となって、各自治体での水道料金の減免が行われる流れができるはずです。

そこで、この問題の最後に責任ある答弁を求めます。構成団体と住民は、コロナ対応と物価高騰で苦しんでいる一方、決算で明らかとなった企業団の財政状況から見ても、地区水道企業団の果たすべき役割は明白です。地区水道企業団として、時代や環境の変化に対して的確に対応すると掲げている水道理想像から見ても、ここは企業団がイニシアチブを発揮し、構成団体と話し合いを持って、構成団体への期間を限定した用水供給料金の引下げを行うべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、海水淡水化センターに係る決算状況についてです。

海水淡水化センターは圧力をかけるから、結局、赤が出るんですよということを言い訳されたような感じでしたけど、動かせば動かすだけ赤字がどんどん増える施設であることには間違いはないんです。それをまたまた、収支については4水源全体で見て

いるので、海淡というくくりでは見ないようにしているんだというふうにごまかされました。つまり、そんなことは目をつぶって見逃してくださいと、全体でうまくやっているからいいじゃないですかと、そんな感じですよ。しかし、これは細かい話じゃないんですよ。物すごくお金が出ており、赤字施設なんです。さらには、今日明らかになったように、物すごい電気代がかかって、地球を破壊するCO₂も県内有数の吐き出し施設になっています。だから、155億円もかけて更新することは無駄だから、フル更新はやめるべきじゃないかと提案させていただいたんだけど、この施設を止める気持ちはさらさらありませんという答弁です。

これは今後大変なことになることを自覚すべきですよ。これをフル規格で動かし始めると、2040年をはるかに超えちゃうんですよ。しかも、その存在は福岡市内にあるわけですね。2040年に福岡市はカーボンニュートラルゼロを実現するわけだから、そのときにこんな巨大なCO₂吐き出し施設を福岡市の大きなお荷物として残しとっていいんでしょうか。人口も大きく減り始める時期です。それでもなお、この赤字製造マシンは超高額の水とともにCO₂を出し続ける、こんな施設を動かし続けていいのかがそのとき問われ、誰が一体こんなことを決めたんだと、翻って我々の問題になってくるといことが今深刻な問題だと受け止めなきゃいけない問題だと思います。だから、今、更新の中止と施設廃止を決断すべきときなんですよ。

また、水が余っていることについて、各構成団体との協定水量を見直して、日量2万トン減らせば、海淡は不必要な施設とすることができるんじゃないかとわざわざ提案したんですけど、必要性を強調されました。答弁の中で、例えば、改正水道法で効率化を言っているというふうに言われますけど、そんなことを言いよったら水道事業とかできんですよ。そんなことを言っている水道事業者はいませんよ、民間企業じゃない限り。

それから、水源であっても、適切に各構成団体で管理されているものだと思っているとこのように言われますけど、私、実際に数字を示して言っているじゃないですか。各構成団体はそこを減らさざるを得ないんですよ、あなた方が押しつけているから。全然その自覚がない。そして、結果的には、自分たちは決められた使命どおりのことをやっているんだと。各構成団体が勝手に減らしているんでしょうと言っているんでしょう、あなた方は。そんな態度でこの地区水道企業団をあなた方が維持していくことは、役割としては本当におかしい。あなた方はちゃんと水を配る使命があるとかたくなに拒否され続けますけど、やっぱりこれは企業団の大方針を変えていかなきゃいけない、その時期に今来ているというふうに思うんです。

そこで、最後に責任ある答弁を求めますけど、2037年までの長期財政収支見通しを

わざわざ見直すのであれば、この機会に水余りを総合的に検証し、構成団体との協定量を大幅に減らし、海水淡水化センターは廃止すべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

最後に、地球温暖化対策の決算状況についてです。

省エネについては何かしているんじゃないですかと、わざわざ水を向けてその話を答弁で求めたんですけど、LED化などを3,240キロワットアワー削減し、CO2排出量は1.18トンの削減につながっているとされました。少しは努力しているみたいですが、全体量からすると全然足りないですね。

福岡市の計画の実行への協力は、否定はされなかった。であるならば、明確な計画を立てて、福岡市域においてCO2排出量削減を行い、あと17年後にはそれを実質ゼロにする福岡市の足を引っ張るべきではありません。

また、少なくとも2050年まではカーボンニュートラルゼロの計画を立てて実行すべきだということについては、否定はされませんでしたけど、計画を持っている、持っていると言いながら、誰も見ていないんだから、それは。環境省も知らないんだから。担当課長だって、昨日まで私にないと言っていたんだから。それを今さらこの本会議場で持っているんですよと言われても、示してもらわない限り、私はそれは口先だけの答弁だとしか言いようがないですよ。

今さらそんなことを言われ始めても、本当に今の状況で間に合うのかどうか、真剣に考えてほしいんですよ。もしも計画がいいかげんなものであれば、2040年までにカーボンニュートラルゼロなんてできませんよ。地区水道企業団のこれだけ大がかりな水を生み出すための機構を持っているわけですから。

ですから、そういう意味では、その角度からも、一番のCO2排出施設である海水淡水化センターは無用の長物であり、廃止するしか道はないというふうに思います。

そこで、やはりこういう問題は、トップが英断を下さない限り物事は動かないというふうに思いますので、企業長にお聞きしますが、地区水道企業団としてカーボンニュートラルゼロの明確な目標を達成年も決めて持つべきだと思いますが、明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（高木勝利） 藤田副企業長。

○副企業長（藤田英隆） まず、期間を限定した用水供給料金の引下げを行うべきではないかとお尋ねでございますが、先ほども総務部長が答弁いたしましたように、当企業団の使命は、安全で良質な水道用水を構成団体の皆様に安定的に供給することにあります。また、企業団の純利益については、健全経営を維持するようコスト削減に努めた結果生じるもので、将来の財源として留保し、計画的に活用すべきものでござい

ます。

企業団の使命を果たすことを第一義に考えれば、今後、大規模地震や気候変動、施設の老朽化など、水の安定供給を妨げる様々なリスクに備えなければならず、このため、福岡導水施設や管路の耐震化、さらに海水淡水化センター、牛頸浄水場などの改良更新及び水質管理機能の強化などのため、施設整備にこの財源を活用し、計画的に進めてまいります。

次に、海水淡水化センターは廃止すべきではないかとお尋ねでございますが、当企業団は水資源に恵まれない福岡都市圏の水道用水を確保するため、共同で水源を確保し、施設の効率的な運用を図ることを目的に、構成団体で協議し、設立されております。また、国においては、施設の老朽化や経営基盤の脆弱性などの水道事業の課題を解決するため、広域連携が推進されており、福岡都市圏の広域的な用水供給を担う当企業団の果たす役割は、ますます重要になってくるものと考えております。

福岡都市圏においては、人口増加による水需要の増加が今後も見込まれており、各構成団体においては、少雨と多雨の二極化、降雨の偏在化等の気候変動や施設の老朽化等、水道用水の安定供給に対するリスクの高まりが懸念されております。

このような中、当企業団の使命である構成団体への協定水量を安定的に供給するためには、海水淡水化センターを含む施設の能力を引き続き確保していくことが不可欠と考えております。海水淡水化センターにつきましては、令和3年2月で報告しました設備更新の方向性に基づき、計画的に更新を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高木勝利） 中村企業長。

○企業長（中村貴久） 私のほうから、温暖化対策について答弁いたします。

冒頭の御挨拶でも触れましたが、地球温暖化対策、これは我々企業団にとってもとても重要なテーマであると認識しております。

国が掲げるカーボンニュートラルとは、温室効果ガスの吸収量と排出量を均衡させていく、バランスさせていくということでございます。企業団は、海水から淡水を作る、非常に特殊な技術を使う海淡を抱えていることから、この海淡は非常に大きなエネルギーを使っており、企業団全体の温室効果ガス排出量の7割を占めるに至っております。ただ、これまでもるる御説明してまいりましたが、福岡都市圏の健全な都市活動の維持に当たって、福岡導水のみならず、海淡の存在、これは全く必要不可欠なものだと考えてございます。

考えますに、海淡の技術は、これまでも議会でお話ししましたが、昼一昼に乗用車を700台重ねるような圧力でもってやっています。海水から淡水を作ります。そういう

意味で、エネルギーを使う技術であることは間違いありません。ただ、2月の議会でも、海淡は福岡都市圏にとって必要不可欠な施設である、ただし、その一方で、やはりエネルギーを使っている。カーボンニュートラルを考えると、ぜひ積極的な取組をやってくれ、大いに期待している旨のエールを頂戴いたしました。

我々企業団としましては、都市圏に水をしっかり供給していく、そういう本来の使命を果たしつつ、様々な取組を進めてまいりたいと思います。その取組に際しましては、新たなチャレンジが出てくると思っております。議会の皆様にいろんな報告、御相談をさせていただきながら、短期的には多分、ここ数年でカーボンニュートラルを実現するのは難しいと踏んでおります、技術的な問題もひっくるめて。ただし、我々はチャレンジしてまいります。これが企業団の見解になります。

以上です。

○議長（高木勝利） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。（「議長、議事進行上の発言を求めたいんですが」と呼ぶ者あり）江上議員。

○14番（江上隆行） ちょっと私が理解が及ばないところがございますので、議事進行上の発言を、1回しかできませんが、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

100の議会があれば、100の議会運営があると言われるところでございます。今の議事運営は質疑、答弁だと私は捉える中、私の認識でございますが、質疑においては自らの意見は述べず、疑問点についてただすというふうに私は認識しております。ただ、この質疑をするために参考として引っ張ってくるものがあれば、それは述べていいという有識者の見解もある中で、私が今さらながらの発言になろうかと思いますが、ずっと聞いておまして、ただいま行っているこの質疑、答弁というのは、当企業団議会の会議規則等々、どこに基づいてこの会議が今行われているのかということ私を分かりませんので、それを御回答いただきたいとともに、議長として、また、議会として、善処する余地があれば御検討、善処いただきたく求めまして、要領を得ませんが、議事進行上の発言とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木勝利） 貴重な御意見をありがとうございました。それでは、今御指摘いただいた点につきましては、事務局のほうからでももし答弁が可能であれば、また来週の議会にでも、どういう規則になっているのかということを含めてお願いしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(第 1 日)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高木勝利) 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、8月22日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時52分 散会

(第 2 日)

令和 4 年 8 月 2 2 日 (月)

令和 4 年 第 2 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

8 月 2 2 日 午後 0 時 4 8 分 開 議

第 1 議案 第 4 号 ないし 議案 第 9 号

本日の会議に付した事件

1 日程 第 1

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番	平	畑	雅	博
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	し	んすけ
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
9 番	森		あ	やこ
1 0 番	高	原	良	視
1 1 番	金	堂	清	之
1 2 番	結	城	弘	明
1 3 番	阿	部	寛	治
1 4 番	江	上	隆	行
1 5 番	堀	田		勉

欠 席 議 員 (1 名)

8 番 藤 本 頭 憲

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	藤 田 英 隆
総 務 部 長	今 村 寛
施 設 部 長	佐 藤 浩

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長 玉井恵美
書記 山田浩二

午後0時48分 開議

○議長（高木勝利） これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、8月19日の会議において江上隆行議員より質疑に関して議事進行上の発言がありましたので、この取扱いについて協議するため、暫時休憩いたします。

午後0時49分 休憩

(休 憩)

午後0時57分 開議

○議長（高木勝利） 休憩前に引き続き、日程第1、議案第4号ないし議案第9号、以上6件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。決算等特別委員会委員長、田中たかし議員。

○決算等特別委員会委員長（田中たかし）登壇 ただいま議題となっております議案第4号ないし議案第9号について、並びに報告事項について、決算等特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、8月19日に設置され、その日の委員会において正副委員長の互選を行い、本日、付託を受けました6議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねました結果、議案第4号及び議案第6号ないし議案第8号については、原案どおり可決すべきものと決し、議案第5号については、認定すべきものと決し、議案第9号については、承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程で特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

海水淡水化施設の必要性については、既に議論は尽くされているので、今後は適切な設備更新に取り組まれない。

地球温暖化対策については、今後、計画の進捗管理を徹底するとともに、リスクを恐れず積極的に取り組まれない。

牛頸浄水場内送水管布設工事における事故の再発防止については、引き続き取り組まれない。

2, 4, 5-T系除草剤の撤去要望を含め、関係機関と水源地周辺の水質保全に努

められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（高木勝利） 本案に対し討論の通告がありますので、これを許します。堀内徹夫議員。

○7番（堀内徹夫）登壇 私は、福岡市議会で日本共産党所属の堀内徹夫です。本議会に上程されております諸議案のうち、議案第5号 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算に反対をし、その決算の結果としての議案第4号 令和3年度事業会計の利益の処分についても反対し、討論を行います。

私の反対の意見につきましては、本会議での討論及び決算等特別委員会での審査でも述べている部分がありますが、ここでは、この決算で何が問題点として浮かび上がったかをまとめて端的に述べます。

第1に、水道事業において一番に考えるべきは、住民の生活と地域経済であり、構成団体の状況をしっかりと見守って、都市圏の一員としての行動をすると掲げながらも、現実には何らそれにふさわしい対応をするつもりが水道企業団にさらさらないことが判明した決算議会となりました。特に、構成団体との契約に基づく水の配分を使命だと繰り返し強調し、また、安定した契約水量を1日も欠かさず送り続けるものだと、構成団体の自己水源比率が低下してきている状況について、適切に確保されているものだと言い切り、自己水源比率の低下はそれぞれの構成団体の判断だとも言うかのような全く無責任な態度に終始しました。これは、構成団体と一体に水道行政をしている一部事務組合の地方公共団体の態度としては許されるものではありません。あわせて、人口が増加すれば水需要が増加するというしゃくし定規的な硬直した観念論的な臆測による水道行政は、私の質問で調査し示したことに全く答えてなく、水が余っているという私の主張に対しても明確な反論はありませんでした。

したがって、住民の生活と地域経済のことについて、都市圏の一員として、福祉の心を持った水道行政を強く求めるものであります。

第2に、海水淡水化事業については、決算年度においても赤字製造マシンであることが確認できた上に、さらにCO2の大量吐き出し装置であることが明確になったわけで、海淡の存廃の是非については、この議会でピリオドは打てないと私は思います。これは委員会でも、1日も欠かさず水を送り続けるためにはフル稼働する日もあると言われていましたが、一方で、海水淡水化センター所長は、4万トン以上は昨年度決算年ではありませんというふうに一応の数字を答弁しているとおりに、必要量以上の過大な施設だということも判明いたしました。

しかも、決算年度に設計をし、今年度以降、海水淡水化センターの更新工事によっ

て、福岡市の地球温暖化対策計画の推進の中で、2040年カーボンニュートラルゼロを達成した段階で、福岡市内に存在する最大規模のCO₂吐き出し施設として存続することも明らかになりました。そして、そのやり取りの中で、水資源の開発のためには必要な施設だから、あたかもCO₂排出は許されるかのような答弁は、大牟田市や久留米市や朝倉市が地球温暖化の影響で毎年のように水害の被害に見舞われる中、全く許せる認識ではありません。

第3に、地球温暖化対策については、全く無責任な計画しか持っていないことがはっきりいたしました。本会議で部長が計画を持っていると言っていたものは、実は12年も前の2010年、平成22年に作成されたものであり、これは2020年以降の世界の対応を決めたパリ協定を踏まえたものではなく、環境省の水準では、計画とは全く言えないものです。だから、いつまでに、どれだけのCO₂排出を減らすのかさえ目標を持っておらず、世界で進められている水準にはほど遠く、今からチャレンジするというふうに言われましたけど、その答弁に終始されたわけであります。

したがって、企業長と総務部長がおわび申し上げますというふうに委員会では言われたわけですが、ここから地区水道企業団として、この問題の課題に真剣な出発をしていただきたいと希望するものです。

そこで、次期予算議会までに、省エネの抜本的な対策、常用発電設備の高効率化、再エネ100%電力の調達など、明確なCO₂排出量削減目標を持った地球温暖化対策実行計画を持つよう、強く要望しておきます。

以上、2021年度決算の問題点を見てきましたが、コロナでの未曾有の経済危機、そして、物価高騰により困難に直面している住民と構成団体に対して、それに対応した決算となったとは到底認定できる中身ではありません。コロナ危機と物価高騰に、当面、住民の苦しみは続きます。あわせて、気候危機を打開する立場から地球温暖化対策が不可欠であり、これまでの地区水道企業団の水道行政の在り方を根本的に見直すことこそ求められており、非常時にふさわしい機敏な対応を厳しく要求しておきます。

以上を述べて、私の反対討論を終わります。

○議長（高木勝利） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（高木勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（高木勝利） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（高木勝利） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（高木勝利） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（高木勝利） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって令和4年第2回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後1時08分 閉会

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第4号ないし議案第9号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

令和4年8月22日

福岡地区水道企業団議会

議 長 高 木 勝 利 様

条例予算特別委員会

委 員 長 田 中 たかし

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 木 勝 利

議 員 今 林 ひであき

議 員 阿 部 寛 治